

令和4年度 第3回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

令和5年3月23日（木） 午前10時30分～午前11時30分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

【付議議案】

第1号議案 東三河都市計画道路（8・6・402号愛知御津駅自由通路）の変更について（豊川市決定）

第2号議案 東三河都市計画道路（3・4・405号愛知御津停車場日暮線）の変更について（豊川市決定）

第3号議案 東三河都市計画道路（3・4・421号松本入浜線）の変更について（豊川市決定）

第4号議案 東三河都市計画道路（3・4・422号御津為当線）の変更について（豊川市決定）

4 出席委員【14名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 駒木伸比古 生田京子 長谷川完一郎 権田展健

田中みや子 林昌宏 伊藤喜久子 篠崎邦江 大桑兌行 各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

星川博文 中村直巳 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

高橋秀明 委員

5 傍聴者数

0名

6 諮問依頼者

豊川市長 竹本幸夫

7 事務局及び議案説明者

市 長 竹本幸夫

都市整備部長 増田孝道

都市整備部次長 田上昭彦

都市計画課 松本課長 白井主幹 大高課長補佐 築瀬課長補佐

橋本市街地整備係長 伊藤計画係長 山口技師

中川主事 下平技師 安藤主事

午前１０時３０分 開会

１ 審議会の開会

（事務局：都市計画課長補佐）

みなさん、おはようございます。定刻となりましたのでただ今より、「令和４年度第３回豊川市都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課大高でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、令和２年度から実施してまいりました当審議会における新型コロナウイルス感染拡大防止対策でございますが、マスクの着用につきましては、この３月１３日より個人の判断に委ねられることとなっておりますので、当審議会におきましてもその方針に沿った対応とさせていただきます。なお、室内の換気や一定の距離を確保することにつきましては引き続き実施いたします。よって本日の審議会の傍聴につきましては前回と同様に隣室の委員会室で音声のみとしております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。以後は着座にて説明させていただきます。

審議会の開会にあたり、はじめに定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数１５名のうち出席者は１４名でございます。豊川市都市計画審議会条例第７条第２項の規定により、半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の審議会は本年度３回目の開催となりますが、新たに委員にご就任いただいた方がお見えになりますので、事務局から紹介させていただきます。

次第をおめくりいただき、委員名簿をご覧ください。

第３条第３項委員として、愛知県豊川警察署長が交代されたことにより「石川力様」にご就任いただいております。

なお本日は石川様におかれましてはご欠席となっております。

それでは次第２に移りまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

２ 市長あいさつ

(市長)

皆さん、おはようございます。豊川市長の竹本です。

審議会委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

今、豊川市民は、イオンモールのオープンを本当に心待ちにしております。４月４日がグランドオープンでございますが、その前の３月３０日から４月３日までではソフトオープンとして地元のお客さんに来ていただけるようになります。実は土岐市でイオンモールが１０月７日にオープンした直後に行ってきたわけですが、そのソフトオープンというのは渋滞対策を兼ねているということを言っておられました。地元の人にはグランドオープンの時ではなく、ソフトオープンの時になるべく来ていただくことで渋滞対策につながるというようにお聞きしております。そのようなこともあり、市民待望のイオンモール豊川が出来上がるわけでございます。

そして、元は、やはり用途地域の変更や八幡駅南地区の地区計画についてこの審議会で委員の皆さんのご理解の下、進めて来た事業でございます。本当にありがとうございます。

そして、本日の都市計画審議会の議案である都市計画道路は、全て愛知御津駅に絡んでいるものでございます。実は私の選挙の時のマニフェストで４２の提案をさせていただきましたが、戦略１の①が商業施設誘致を含めた八幡地区のまちづくり、戦略１の②が御津駅橋上化に向けた整備促進です。実は１丁目１番地と１丁目２番地がこの都市計画審議会に絡んでいるもので、本当にありがたく考えておるところでございます。元々、私は御津町との合併時に企画課長をやっていたんですが、松本入浜線という道路、これは御津駅の南側から２３号へ抜ける道、それから北側の方は、御津為当線というのがありまして、その２つを橋上駅で結

ぶというのが昔からの御津町住民の総意なわけですから、それにつながるものでありますので、是非とも慎重審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

私はこれで他に公務がございますので退席させていただきますが、皆様の慎重審議をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは、ここでお手元の配布資料について確認させていただきます。

本日の次第がA4版の片面で1枚、続いて委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子と、右肩に説明資料1、2と記載してありますA3版資料と、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令となります。過不足等はございませんでしょうか。

事務局からの事前の説明は以上となります。それでは、ここからは大貝会長に進行をお願いいたします。

(会長)

はい、皆様おはようございます。本日も本審議会が円滑に運営されますよう努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、次第3「議事録署名人の指名」についてです。運営細則第9条第2項の規定で、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」こととなっております。そこで、議事録署名人には、星川委員と中村委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 議事

第1号議案 東三河都市計画道路（8・6・402号愛知御津駅自由通路）の変更について（付議）【豊川市決定】

第2号議案 東三河都市計画道路（3・4・405号愛知御津停車場日暮線）の変更について（付議）【豊川市決定】

第3号議案 東三河都市計画道路（3・4・421号松本入浜線）の変更について（付議）【豊川市決定】

第4号議案 東三河都市計画道路（3・4・422号御津為当線）の変更について（付議）【豊川市決定】

（会長）

それでは、次第4「議事」に入ってまいりたいと思います。

市長から本審議会に諮問されている第1号議案から第4号議案は、いずれも豊川市が決定する都市計画です。そのため「付議」案件となります。全て愛知御津駅周辺の都市計画となるため、それぞれの議案について事務局から一括して説明を受け、質疑応答の後に採決という順番で進めてまいりたいと思います。

それでは、愛知御津駅周辺の都市計画変更について、事務局から説明をお願いします。よろしくお願いします。

第1号～第4号議案 説明

（事務局：都市計画課長）

都市計画課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、愛知御津駅周辺の都市計画変更についてご説明します。

お手元「審議会資料」の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。
「変更する都市計画の概要」としまして、

(1) 都市計画の種類及び名称は、

- ・東三河都市計画道路（8・6・402号愛知御津駅自由通路）
- ・東三河都市計画道路（3・4・405号愛知御津停車場日暮線）
- ・東三河都市計画道路（3・4・421号松本入浜線）
- ・東三河都市計画道路（3・4・422号御津為当線）

(2) 決定権者は、豊川市となります。

(3) 変更内容の概略ですが、特殊街路8・6・402号愛知御津駅自由通路を新たに追加するとともに、愛知御津駅南口駅前広場及び愛知御津駅北口駅前広場の区域の変更を行うものです。

また、南口及び北口の駅前広場の区域変更に伴い、3・4・405号愛知御津停車場日暮線及び3・4・422号御津為当線の起終点の変更並びに3・4・421号松本入浜線の区域の変更をするものです。

1枚おめくりいただき2ページをご覧ください。

(4) 変更理由は、J R 愛知御津駅のバリアフリー化を図るとともに、J R 東海道本線により分断されている駅南地区と駅北地区の連携を強化し、歩行者等の回遊性の向上や移動の円滑化を図るため、駅南北を結ぶ特殊街路8・6・402号愛知御津駅自由通路を新規追加します。また、愛知御津駅の南北において利便性の高い交通の接点とするため、3・4・421号松本入浜線及び3・4・422号御津為当線における愛知御津駅南口駅前広場及び愛知御津駅北口駅前広場の形状面積を変更します。これらに伴い、3・4・405号愛知御津停車場日暮線及び3・4・422号御津為当線の起終点の変更並びに3・4・421号松本入浜線の区域の変更をするものです。

(5) 位置図となります。今回変更の対象となる愛知御津駅周辺の位置は赤い

丸で囲った部分です。(6)から(9)につきましては、法定の計画書等を掲載しておりますが、詳細については、A3版の説明資料1及び説明資料2に沿ってご説明します。なお、このA3版の説明資料につきましては、令和4年6月に行いました説明会にて使用した資料を基にしたものとなっており、法定図書以外の解説も含めた資料となっています。審議会資料につきましては、説明資料と併せて、適宜ご確認ください。

それでは、説明資料1をご覧ください。

「計画図」となります。右下にお示ししているとおり、黄色の着色が変更前、すなわち、現在の都市計画を表しており、赤色で着色しているのが変更後の都市計画を表しています。

1枚おめくりいただき2枚目をご覧ください。

こちらは、愛知御津駅自由通路の立体的な範囲を示した計画図となります。新たに都市計画道路へ追加を考えている愛知御津駅自由通路は、鉄道の上空を通過する立体構造となっており、都市計画法第11条第3項において、必要に応じて当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることが可能とされているため、今回このように立体的な範囲を指定するものです。詳細は後程ご説明します。

説明資料2、ページ左側をご覧ください。「1.本市における御津地区の位置づけ」についてです。

こちらは、第6次豊川市総合計画におけるまちの構造図となります。総合計画とは、まちづくりの方向性や手段を市民と行政が共有し、一緒に歩いていくための指針であり、本市の第6次総合計画は平成27年度に策定され、令和2年度に基本計画の改定を行っています。この総合計画では、まちの構造の構成要素と土地利用として、主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点としており、愛知御津駅周辺は公共施設や商業などの地域の特性に応じた都市機能が集積し、各地区の暮らしの中心とする地域拠点と位置付けられています。

ページ右側をご覧ください。

こちらは、第3次豊川市都市計画マスタープランの地域別構想における、御津地域のまちづくり方針図となります。都市計画マスタープランとは、地域におけ

る都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画で、本市の第3次都市計画マスタープランは、令和2年度に策定したものです。この都市計画マスタープラン中、御津地域においては、「JR愛知御津駅周辺をはじめとする利便性の高い地域拠点としての魅力あるまちづくり」を目標に掲げており、ページ中央やや左側の赤枠で囲んだ内容の整備を行うことを方針に掲げています。

裏面2ページをご覧ください。

「2. 愛知御津駅周辺の状況及び事業の目的」です。

まず、「愛知御津駅周辺の状況」について説明します。

愛知御津駅は北側に改札口のある木造平屋の地平駅と、駅前ロータリーとで構成されています。駅前ロータリーは雨天時等、送迎の車で渋滞する時間帯があります。南側には改札口や駅前広場がなく、線路が市街地を分断する形となっております。駅南側からのアクセスは駅の西側の御油踏切と東側の幅員が極めて狭い梨野橋梁ガード下からとなっております。どちらも歩行者専用通路が確保されておらず、安全面が課題となっております。

次に、事業の目的についてご説明します。前述の愛知御津駅周辺の状況に対応するため、「一体的な市街地形成を目指し、自由通路の整備とそれに伴う愛知御津駅の橋上化により、線路による市街地の分断を解消する。」「総合計画等の目標を達成するため自由通路の整備により、南北間の新たな交流人口を創出し、駅周辺のにぎわいの創出、都市活力の向上を目指す。」「都市機能を駅周辺に集めることで、コンパクトシティを実現する。」「駅周辺の歩行者等の安全と駅のバリアフリー化を目指す。」以上のことを目的として事業を進めているところです。

ページ右側をご覧ください。

「3. 変更する都市計画について」です。今回の都市計画変更の主な内容は5点あります。順にご説明します。まず、「①都市計画道路として8・6・402号愛知御津駅自由通路を新たに追加」についてです。先ほどの、事業の目的にありましたとおり、「自由通路の整備により、南北間の新たな交流人口を創出し、駅周辺のにぎわいの創出、都市活力の向上を目指す」ため、都市計画道路に愛知御津駅自由通路を新たに追加します。都市計画で定める延長は約50m、幅員は8mと

し、階段を含む自由通路の屋根などの投影部分や一般利用者が通行する部分に加え、管理通路を含むものとします。なお、一般利用者が通行する部分の幅員は、道路構造令に定める「歩行者の交通量が多い道路」を準用し、3.5mで計画します。

ページをおめくりいただき、3ページをご覧ください。

「②鉄道用地内に都市計画施設を整備する立体的な範囲を指定」についてです。こちらは、自由通路下で事業を行う鉄道事業者への建築行為の制限緩和を目的に定めるものとなります。上段の図面は、愛知御津駅自由通路の断面図を示しており、赤色の斜線部分が今回立体的な範囲の指定をする部分となります。

都市計画道路や都市計画公園等の都市計画施設の区域内では、都市計画法第53条により、建築物の建築を行うに際し、原則として都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、許可の基準が都市計画法第54条に定められています。許可の基準はいくつか設けられていますが、その中の一つに、「都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合は、立体的な範囲外で行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼす恐れがないと認められ、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの」という要件があります。今回この要件を満たすことを可能とし、鉄道事業者の建築行為の制限緩和を図るため立体的な範囲を指定するものとなります。なお、立体的な範囲を指定しない場合は、建物の階数や主要構造部について制限がかかることとなり、立体的な範囲を指定する場合と比較し、厳しい建築行為の制限となってしまいます。

ページ右側をご覧ください。

「③愛知御津駅南口駅前広場及び愛知御津駅北口駅前広場の区域を変更」についてです。上段の図面は、変更前の都市計画図を示しており、下段の図面は変更後の都市計画図を示しています。南口駅前広場は、都市計画道路松本入浜線の一部として都市計画決定され、北口駅前広場は都市計画道路御津為当線の一部として都市計画決定されています。比較していただくと、変更後は先ほどご説明した愛知御津駅自由通路が追加されていることに加え、駅前広場の形状や大きさが変わっていることがお分かりいただけると思います。

裏面4ページをご覧ください。

こちらの図面中、赤色の線で囲われた部分が駅前広場の計画平面図となっております。上段が南口駅前広場、下段が北口駅前広場です。まず、南口駅前広場についてご説明します。南口駅前広場は、ロータリーで交通処理を行い、交通結節点として必要なバス、タクシーの乗降場を1台ずつ配置する計画となっております。駅の最寄り部分に体の不自由な方の利用を想定した乗降場を配置し、ロータリーの南側に一般車両の乗降場5台、タクシーの待機場2台を配置する計画です。

これらを集約し、機能を適切に備えた広場として、赤色の線で囲われた区域、約3,200平方メートルを新たな都市計画とするため、今回都市計画変更を行うものです。

次に、北口駅前広場についてご説明いたします。

北口駅前広場は、南口駅前広場同様ロータリーで交通処理を行い、交通結節点の機能として必要なバス、タクシーの乗降場を1台ずつ配置し、ロータリーの東側に体の不自由な方の利用を想定した乗降場と一般車両の乗降場5台、タクシーの待機場2台を設置する計画となっております。

これらを集約し、必要な機能を適切に備えた広場として、赤色の線で囲われた区域、約3,000平方メートルを新たな都市計画とするため、今回都市計画変更を行うものです。

ページ右側をご覧ください。

「④愛知御津駅南口駅前広場の区域の変更に伴い3・4・421号松本入浜線の区域を変更」と「⑤愛知御津駅北口駅前広場の区域の変更に伴い3・4・405号愛知御津停車場日暮線及び3・4・422号御津為当線の起終点を変更」についてです。

こちらは、先ほどご説明した駅前広場の形状変更に伴い、関連する都市計画道路の変更をするものです。図は、都市計画変更前後の愛知御津駅周辺の都市計画図を重ねた図で、黄色が変更前、赤色が変更後を示しています。

南側の松本入浜線につきましては、南口駅前広場の形状が変更となることに伴い、交差点部の都市計画決定区域の整形化を図るため、南口駅前広場の東端部を延長させた位置まで区域を変更します。

北側の愛知御津停車場日暮線及び御津為当線につきましては、北口駅前広場の形状変更に伴い、それぞれ終点・起点の位置が変更となります。その結果、愛知御津停車場日暮線の延長が約230mから約240mに、御津為当線の延長が約310mから約320mになるため、今回都市計画変更を行うものです。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料にお戻りいただきまして、審議会資料の8ページをご覧ください。

令和4年6月29日に都市計画説明会を実施しております。説明会には、19名の参加をいただきました。当日は、都市計画変更の内容について地元への周知方法についてご意見をいただきましたが、説明会の開催について市の広報やHPを通して周知を図っていることをご説明させていただきご理解いただきました。また、南口駅前広場と都市計画道路松本入浜線の交差点に、信号機設置予定の有無のご質問をいただきました。こちらにつきましては、警察と協議を行ったところ、既存の信号機間の距離が近いため、既存の信号機を廃止等するなどの調整が必要になる旨を回答させていただきご理解いただきました。その他は全体の整備費用のうち鉄道事業者と市の負担内訳や、整備後の利用方法など、都市計画変更直接影响到あるご意見等はございませんでした。

その後、愛知県との事前協議を行い、10月7日から21日まで都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を実施いたしました。縦覧は、都市計画課の窓口で行い、縦覧者数は2名で意見書の提出はありませんでした。今後は、本日の審議会結果を踏まえ、愛知県知事への協議を行い、告示は5月上旬を予定しております。

以上が、愛知御津駅周辺の都市計画変更についてのご説明となります。よろしく願いいたします。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、これから説明いただきました第1号議案から第4号議案に関するご意見・ご質問を受けたいと思います。

いかがでしょうか。

【質疑応答】

(会長)

はい、A 委員どうぞ。

(A 委員)

私は御津町に住んでいますが、この駅の橋上化についてあまり賛成できません。というのは、かなり大きな予算を使う割に利用度が少ないじゃないかという感じがします。この橋上化は小学生や中学生が東海道線を横切るのに非常に危険だということが大きな理由になっていると思いますが、これは梨野ガードの幅員が非常に狭く危険ですから、この近くにもうひとつ自転車歩行者専用の地下道を造れば解決するのではないかと思います。あと地域の住民がこれを利用するのかという点が気になります。4、5 人の駅の近くの人に聞いてみたのですが、余分なことだなという意見もあったのであまり賛成できません。

(会長)

はい、今この提案に対して賛成できないというご意見ですが、その他に今回の都市計画道路の変更についてご意見があればお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

(B 委員)

はっきり分からないのですが、この橋上化で階段を登れない障害者の方用のエレベーターなどを設置する予定はあるのでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(都市計画課主幹)

自由通路に乗り降りする際には南北にエレベーターを設置する予定となっていて、車椅子利用者も乗り降りできるようになっています。加えて、小学生や中学生の通学路としても考えているものですから、階段の真ん中にスロープを設けて自転車を引いて上げられるものを考えております。以上です。

(B 委員)

もうひとついいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(B 委員)

先ほど地下道をどうかと A 委員の発言がありましたが、不審者が出没する等の危険性が考えられるため、通りづらい気持ちにさせる場所ではないかと思ってしまいます。橋上化の場合は、明るい場所を通るということで安心感もあるのではないかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。どうでしょう、皆様のご意見を伺いたと思います。市としては自由通路を設置して、それにより駅が橋上化され、併せて駅前広場の整備をしていくという議案です。

(C 委員)

2 点ほどお伺いします。ひとつは広場の平面設計図が最後に説明されましたけど駐輪場はどのように考えておられるのかということ。もうひとつは自由通路を屋根付きで囲むのは分かりますが、24 時間オープンになっていると思いますので、要するにセキュリティをどう考えるか。例えば、視認性についてですが、外から見えるほうがいいのか見えないほうがいいのか。あるいは監視カメラみたいなものを付けてどこかでセキュリティの管理みたいなものをするのか。そのあたりはどうするのかお伺いしたいと思います。

(会長)

はい、これは事務局からお願いします。

(都市計画課主幹)

まず 1 点目の駐輪場につきましては、北口にはすでに駐輪場があります。図面だと凡例があるところの付近に駐輪場が整備されておりますので、この部分を使っていきたいと考えております。南口につきましては、階段の折り返す部分の付

近に細長くなっている部分があるのですが、そこに駐輪場を設けるような計画をしています。

(C 委員)

だいたいどのくらい駐輪できるのですか。

(都市計画課主幹)

駅前広場の詳細設計前ですから細かな台数までは決まっておりませんが、今後需要等をみる中で必要台数を検討してまいりたいと考えております。

視認性につきましては、全てを囲むようになってはいなくて、地元の協議会から線路が見えるような自由通路、明るい自由通路にしてほしいという要望があり、ガラス面の壁が設置される予定です。したがって、比較的明るい自由通路になるのではないかと思います。防犯カメラにつきましても今後協議していくことになると思いますが、今のご時世ですので防犯カメラを設置しないということは考えられないと思っております。すでに設置されている自由通路を参考に検討していきたいと思っております。以上です。

(会長)

はい、少し話を戻しまして A 委員からご意見がありました梨野ガード下について、今後これを拡幅し歩道を確保する等の話が現在あるのかどうかについて事務局からお願いします。

(都市計画課主幹)

はい、自由通路を今回計画する前に当然橋上化も含めて梨野ガード下の拡幅や御油踏切の拡幅も検討させていただきましたが、構造的に梨野ガード下の拡幅は非常に難しいということが分かりました。御油踏切につきましても、やはり駅から近いことや周辺に建物があるので踏切だけを拡幅しても安全に通れる動線が確保できないというのがひとつあります。また、自由通路を計画するにあたり単独の歩道橋のようなものも検討しましたが、周辺に鉄道施設がある関係でなかなか設置する場所がなく、どうしても現在の駅舎の部分に建てるということになり、自由通路を建てるために駅舎が支障になったのが現状でございます。加えて、もうひとつ新たに線路を横断するようなものを設けますとどこかの踏切を廃止する

ことが協議の中で求められる可能性もあり、地域としては踏切を廃止すると支障が出ることもありこの計画となっております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他どなたかご意見があれば。

(A 委員)

この橋上化ができた場合、駅の改札口や切符売り場はやはり2階にできるわけですか。

(都市計画課主幹)

今の計画ですと自由通路から入っていただくようになるので2階に改札口ができます。当然2階にあるものですからホームに降りる際にも階段だけでなく、エレベーターも設置させていただいて、身体の不自由な方も降りられるようになっております。

(A 委員)

現在の御津駅は改札口を出るとすぐ上り線のホームになるので、上り線を利用する方はすごく都合がいいですが、橋上化されると2階へ上がってホームに降りることになるのですごく都合が悪くなります。そこは考えていますか。

(都市計画課主幹)

確かに豊橋方面へ行かれる方にとっては、今改札を通るとすぐホームなので橋上化により不便になると思いますが、駅舎が2階になるということでご理解いただければと思います。

(A 委員)

今、上り線を利用する方は駅のロータリーの近くで電車が来たのを確認してから走っても乗車できるので、橋上化すると不自由になるのではないかと思います。

(B 委員)

今、上り線の利便性について発言がありましたが、現在下り線を利用される方はどのような経路で電車に乗るのですか。

(都市計画課主幹)

現在は、北側にある駅舎から改札を通っていただき、エレベーターは無いですが跨線橋があるのでそれを渡っていただき下り線のホームに行ってくださいます。また、自由通路を造る関係で現在北側にしかないものが南側からも出入りできるようになるので回っていただかなくても駅舎に行けることから利便性は上がると思います。

(B 委員)

現在、南側に住んでいる方は踏切や地下道を通して北側に出て、改札を通して電車に乗るわけですね。はい、分かりました。

(会長)

その他、ご質問やご意見があればお願いします。はい、どうぞ。

(D 委員)

先ほどガード下を掘ってはどうかという意見がありました。確かにコストを考えるのであれば一理あるかなと思いますが、今は自然災害も激甚化してしまして、一度に大雨が降り、浸かることがよくあります。こうしたガード下というのはどうしても水捌けを考えなければならないということや、ましてや子どもたちが通学路に使っていることを考えるならば、掘り下げること自体があまり良くないのかなという気がします。また、自由通路は豊川駅や国府駅にもあります。初めの頃はそれを利用する人がいるのか疑問に思っていたこともありましたが、実際にできしてみると人の交流が増えました。今回御津駅に自由通路ができると南側に住んでいる人たちも利便性が高まるということならば、進めていくべき事業だと思っております。以上です。

(会長)

その他、ご質問やご意見があればどうぞ。

(E 委員)

これから駅前広場の詳細設計ということですが、公共トイレのようなものは設置する考えがあるのでしょうか。こういう場所は、災害等があった時に人が集まってくると思うので、そういうものを考えておられるかどうかということです。

(都市計画課主幹)

現在のところ駅前広場についてはトイレの設置を考えておりませんが、自由通路にトイレを設置する計画があります。南北どちらから来た方もトイレを使っただけの環境となります。今まで駅舎内にあったトイレが外に出ることで一般の通行者にもご利用いただけるようになります。以上です。

(会長)

はい、この説明資料2の2ページ目の平面図をみると2階部分に公衆便所とありますが、1階には無いということですか。

(都市計画課主幹)

はい、階段を上がっていただいた2階にしかありません。

(会長)

その他、質問等あればどうぞ。

特にご意見が無ければ採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

第1号議案 採決

ご意見も無いようですので、異議の確認に移りたいと思います。

「審議会資料」の表紙をご覧ください。

これは全てが市決定案件でありまして、第1号議案「東三河都市計画道路（8・6・402号愛知御津駅自由通路）の変更について」から第4号議案「東三河都市計画道路（3・4・422号御津為当線）の変更について」までについて原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

A 委員はよろしいでしょうか。

(A 委員)

あまり賛成はできないです。これだけの予算を使うなら教育や福祉に使ってもらいたいです。

(会長)

ご意見はあるようですが、異議はなしということでよろしいでしょうか。

(A 委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。異議なしとお認めいただいたということだと思います。したがって、第1号議案から第4号議案については原案のとおり可決いたします。

これで本日の議案審議は終了いたしました。その他事務局から連絡があれば、お願いいたします。

5 連絡事項

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局からは特にございません。

6 審議会の閉会

(会長)

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様、ご協力をありがとうございました。